高齢者の孤独感の解消や生きがいづくり
在宅介護オアシス支援事業

くわしくは　高齢福祉課　高齢福祉係　☎(21)5100

❖在宅介護オアシス支援事業とは

高齢者や障がい者が日常的に集うことのできる場を提供する事業です。そこで行われる活動を通して、生きがいづくりや仲間づくりなど、介護予防を目指しています。

高齢者が要介護状態にならないために、自ら介護予防に取り組むことが重要です。

また、冠婚葬祭などにより一時的に保護が必要となった乳幼児や児童の受け入れも行っています。

❖在宅介護オアシス支援施設

市内には15カ所の在宅介護オアシス支援施設があります。施設ごとに特色があり、雰囲気や活動内容は異なっています。施設を見学して新しい居場所を見つけ、一緒に活動してみませんか。

❖利用できる方

①65歳以上で介護の認定を受けていない高齢者および障がい者で、次のようなことに該当する方

○日中、家族の勤務などによって、一人で家にいる。

○季節の話題や地域の伝承、料理など、いろいろな話題で会話を楽しみたい。

○健康の維持・増進のため、活動がしたい。

○新しい活動にチャレンジしたい。

②親の冠婚葬祭などで、一時的に保護が必要な乳幼児や児童

❖活動内容

○文化活動（書道・手芸・マージャン・カラオケ・大正琴・踊り）

○スポーツ活動（グートボール・グラウンドゴルフ・軽スポーツ大会）

○研修旅行、交流会、買い物ツアー

○給食サービス（昼食やおやつ）

❖利用料

高齢者・障がい者…1日1、200円程度

乳幼児・児童…1時間単位で設定（金額は施設によって異なります）

❖申込方法

利用したい施設へ直接お申し込みください。

在宅介護オアシス支援施設一覧

施設名	所在地	電話番号	休所日
よろこびの里	町谷414-1	21-9101	土・日
森友あかね	森友1578	21-4300	土・日
せがわ	瀬川1163-2	22-0310	土・日
毎日クリスマス	佐下部305	21-7030	土・日
あおぞら	森友535-5	23-0677	土・日
グループこばやし	小林4046-1	26-8140	土・日
ほほえみ	瀬尾528-8	22-9008	土・日
杉並	板橋941-17	26-6940	土・日
野の花	板橋2306-1	27-3920	土・日
足尾みんなの家	足尾町赤倉3-11	93-0711	土・日
はじめのいっぽ	所野1541-2371	090-3216-9509	土・日
ひだまり	日向579	25-7256	土・日
大原あかね	鬼怒川温泉大原334-6	25-6208	土・日
ひなたぼっこ	木和田島1373-231	26-1117	木・日
もみの木	大桑町1161-2	21-9118	月・木

※各施設とも原則、祝日、盆、年末年始は休所となります。

施設利用者の声

10年くらい前から通っています。絵手紙やマージャンなどの活動があり、毎日通うのが楽しみです。このような施設があり、すごくありがたいです。（「森友あかね」の利用者）

真剣に絵手紙を書く利用者たち

成年後見制度をご活用ください
～大切な権利を守るために～

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が不十分な方を支援する制度です。代理権などを与えられた後見人が、本人の意思を尊重しつつ、心身の状態や生活状況を考慮しながら、本人を保護し、支援します。

❖法定後見制度と任意後見制度

成年後見制度には、「法定後見」と「任意後見」の2種類あります。

◎法定後見制度

法定後見制度は、後見・保佐・補助の3つに分かれています。判断能力の程度など、本人の事情に応じて制度を選べるようになっています。

○後見…判断能力が欠けている状態の方が対象。

○保佐…判断能力が著しく不十分な方が対象。

○補助…判断能力が不十分な方が対象。

成年後見人や保佐人、補助人は、本人の利益を考慮し、本人に代わって契約などの法律行為や、本人の同意していない不利益な法律行為の取り消し、財産管理を行います。

なお、この制度の申し立ては、本人や配偶者および4親等以内の親族の他、本人に身寄りがない場合などは、市町村長が行うこともできます。

◎任意後見制度

任意後見制度は、将来、判断能力が不十分になってしまう前に、自らが選んだ代理人との契約により、自分の生活や財産管理の方法についてあらかじめ決めておくものです。

契約書は、公証人が作成する公正証書によって作成しておきます。

❖このような場合にもご利用ください

☞財産管理の例

○親が死亡した知的障がい者が、相続や預貯金の管理に困っている。

○認知症高齢者の預貯金を、親族が勝手に使ってしまう。

○認知症の方が、訪問販売などの悪徳商法の被害に繰り返し遭ってしまう。

☞介護に関する契約などの例

○認知症の一人暮らしの高齢者で、福祉サービスの利用契約が必要である。

◆　◆

成年後見制度を利用するための手続きや必要な書類などについて、あらかじめ相談することができます。

詳しくは、お問い合わせください。

❖相談窓口

高齢福祉課　高齢福祉係　☎(21)5100

市地域包括支援センター　☎(21)2137

藤原・栗山地域包括支援センター　☎(76)3333

日光・足尾地域包括支援センター　☎(25)3255

今市東地域包括支援センター　☎(26)6537

今市南地域包括支援センター　☎(25)6444

生活福祉課　障がい福祉係　☎(21)5174

市社会福祉協議会　☎(21)2759

民間専門相談機関

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートとちぎ支部　☎028(632)9420